

令和 3 年度決算における
和歌山県健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

和歌山県監査委員

和監委 第 08030001 号

令和 4 年 9 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸 様

和歌山県監査委員 森 田 康 友

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 谷 洋 一

和歌山県監査委員 多 田 純 一

令和 3 年度決算における健全化判断比率及び資金不足
比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年 6 月 22 日法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定に基づいて審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第 22 条第 1 項の規定に基づいて審査に付された県立こころの医療センター事業会計、工業用水道事業会計、土地造成事業会計、流域下水道事業会計及び県営港湾施設管理特別会計の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

目 次

第 1	審査の概要	1
1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
第 2	健全化判断比率等の状況	2
1	健全化判断比率	2
2	資金不足比率	2
第 3	意見	3
付 表		
	実質赤字比率	4
	連結実質赤字比率	5
	実質公債費比率	6
	将来負担比率	7
	資金不足比率	8

令和３年度決算における和歌山県健全化 判断比率及び資金不足比率審査意見書

第１ 審査の概要

１ 審査の対象

- (1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年６月２２日法律第９４号）第３条第１項の規定に基づいて審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 同法第２２条第１項の規定に基づいて審査に付された県立こころの医療センター事業会計、工業用水道事業会計、土地造成事業会計、流域下水道事業会計及び県営港湾施設管理特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

２ 審査の期間

令和４年８月３日から令和４年９月１日まで

３ 審査の方法

審査の対象とした健全化判断比率及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

審査に当たっては、

- (1) 法令等に照らし健全化判断比率等の算出過程に誤りがないか
 - (2) 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率等の計算に用いられているか
 - (3) 健全化判断比率等の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか
 - (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で健全化判断比率等の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか
- に重点を置き、関係諸帳簿、証書類等の調査照合を行うとともに、関係当局の説明を聴取し、併せて決算審査、定期監査、現金出納検査等の結果も考慮して審査を実施した。

第2 健全化判断比率等の状況

1 健全化判断比率

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
令和3年度	—	—	7.7%	194.6%
令和2年度	—	—	7.6%	204.5%
令和元年度	—	—	7.5%	203.6%
早期健全化基準	3.75%	8.75%	25.0%	400.0%
財政再生基準	5.00%	15.00%	35.0%	

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合「—」表示

2 資金不足比率

会 計 名	令和3年度	経営健全化基準
和歌山県立こころの医療センター事業会計	—	20%
和歌山県工業用水道事業会計	—	20%
和歌山県土地造成事業会計	—	20%
和歌山県流域下水道事業会計	—	20%
和歌山県営港湾施設管理特別会計	—	20%

※ 資金不足額がない場合「—」表示

第3 意見

- 1 審査に付された上記、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類については、いずれも適正に作成されているものと認められた。
- 2 審査に付された上記、健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも早期健全化基準又は経営健全化基準に達していないものと認められた。
- 3 令和3年度の実質赤字比率及び連結実質赤字比率について、実質収支額は113億余円、連結実質収支額は200億余円の黒字となっている。
実質公債費比率は、元利償還金の額の増加等に伴い、7.7%と前年度に比べ上昇している。また、将来負担比率は、普通交付税の交付額の増加等により標準財政規模が大きくなったこと等から、194.6%と前年度に比べ低下している。
今後も引き続き自主財源の確保に一層努力され、健全な財政運営に努められたい。

付 表

※ 知事からの報告により作成したものです。

実質赤字比率

—

(早期健全化基準 3.75%、財政再生基準 5.00%)

(黒字のため「—」、参考:△3.62%)

(単位:千円)

計算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\Delta 11,390,242}{313,899,553}$$

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

一般会計等の実質赤字額 (A)

会 計 名	歳入額	歳出額	明許、事故 繰越財源	事業繰越額	実質収支額
一般会計	688,110,032	661,592,303	15,160,179	0	11,357,550
農林水産振興資金特別会計	730,870	62,239	0	668,631	0
中小企業振興資金特別会計	334,861	145,523	0	189,338	0
母子父子寡婦福祉資金特別会計	199,514	134,598	0	64,916	0
修学奨励金特別会計	317,723	216,558	0	101,165	0
職員住宅特別会計	211,720	179,028	0	0	32,692
市町村振興資金特別会計	3,089,273	853,306	0	2,235,967	0
自動車税証紙特別会計	653,326	653,326	0	0	0
用地取得事業特別会計	3,160,282	3,160,282	0	0	0
公債管理特別会計	117,883,243	117,883,243	0	0	0
合 計	814,690,844	784,880,406	15,160,179	3,260,017	11,390,242

標準財政規模 (B)

(分母)	金 額
標準税収入額等	95,280,896
普通交付税額	193,530,654
臨時財政対策債発行可能額	25,088,003
合 計	313,899,553

連結実質赤字比率

—

(早期健全化基準 8.75%、財政再生基準 15%)

(黒字のため「—」、参考:△6.39%)

(単位:千円)

計算式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\Delta 20,060,921}{313,899,553}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額(A)+(B)+(C)+(D)}}{\text{標準財政規模(E)}}$$

一般会計等の実質赤字額 (A)

会 計 名	歳入額	歳出額	明許、事故 繰越財源	事業繰越額	実質収支額
一般会計	688,110,032	661,592,303	15,160,179	0	11,357,550
農林水産振興資金特別会計	730,870	62,239	0	668,631	0
中小企業振興資金特別会計	334,861	145,523	0	189,338	0
母子父子寡婦福祉資金特別会計	199,514	134,598	0	64,916	0
修学奨励金特別会計	317,723	216,558	0	101,165	0
職員住宅特別会計	211,720	179,028	0	0	32,692
市町村振興資金特別会計	3,089,273	853,306	0	2,235,967	0
自動車税証紙特別会計	653,326	653,326	0	0	0
用地取得事業特別会計	3,160,282	3,160,282	0	0	0
公債管理特別会計	117,883,243	117,883,243	0	0	0
合 計	814,690,844	784,880,406	15,160,179	3,260,017	11,390,242

公営事業会計の実質赤字額 (B)

会 計 名	歳入額	歳出額	明許繰越財源	事業繰越額	実質収支額
県営競輪事業特別会計	20,597,562	20,131,141	0	0	466,421
国民健康保険特別会計	109,314,606	104,580,371	0	0	4,734,235
合 計	129,912,168	124,711,512	0	0	5,200,656

公営企業会計(法非適用企業)の実質赤字額 (C)

会 計 名	歳入額	歳出額	明許繰越財源	資金不足、剰余額
県営港湾施設管理特別会計	591,014	556,542	0	34,472
合 計	591,014	556,542	0	34,472

公営企業会計(法適用企業)の実質赤字額 (D)

会 計 名	流動資産	土地評価差 額・控除財源	流動負債	資金不足、剰余額
県立こころの医療センター事業会計	329,146	—	161,246	167,900
工業用水道事業会計	3,392,197	—	150,376	3,241,821
土地造成事業会計(剰余の場合0)	3,001,780	30,987	12,430	0
流域下水道事業会計	218,293	68,200	124,263	25,830
合 計	6,941,416	99,187	448,315	3,435,551

標準財政規模 (E)

(分母)	313,899,553	標準財政規模
------	-------------	--------

実質公債費比率	7.7%
---------	------

(早期健全化基準 25%、財政再生基準 35%)

$$\text{実質公債費比率} = (7.59303 + 7.93997 + 7.84314) \div 3$$

(3ヶ年平均)

単年の実質公債費比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度
単年の実質公債費比率	7.59303%	7.93997%	7.84314%

(単位:千円)

	[令和元年度]	[令和2年度]	[令和3年度]
	18,339,505	19,680,762	20,753,286
実質公債費比率			
(3ヶ年平均)	241,530,646	247,869,534	264,604,209

計算式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{地方債の元利償還金と準元利償還金(A)} - \text{特定財源の額(B)} - \text{算入公債費等の額(C)}}{\text{標準財政規模(D)} - \text{算入公債費等の額(C)}}$$

(3ヶ年平均)

地方債の元利償還金と準元利償還金 (A)

(分子)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
元利償還金の額(繰上償還額を除く)	73,815,684	74,340,822	73,044,306
積立不足額を考慮して算定した額	0	0	0
満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金等	0	0	333,333
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還財源の繰入金	994,661	964,262	994,985
公債費に準ずる債務負担行為	317,374	245,535	137,816
一時借入金の利子	1,110	1,024	74
合 計	75,128,829	75,551,643	74,510,514

特定財源の額 (B)

(分子)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	1,941,813	1,973,823	1,668,154
公営住宅使用料	440,303	478,976	641,937
その他	2,246,680	2,580,153	2,151,793
合 計	4,628,796	5,032,952	4,461,884

算入公債費等の額 (C)

(分子と分母)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合 計	52,160,528	50,837,929	49,295,344

標準財政規模 (D)

(分母)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
標準税収入額等	108,140,347	110,376,627	95,280,896
普通交付税額	168,987,743	173,029,977	193,530,654
臨時財政対策債発行可能額	16,563,084	15,300,859	25,088,003
合 計	293,691,174	298,707,463	313,899,553

将来負担比率	194.6%
--------	--------

(早期健全化基準 400%)

(単位:千円)

計算式

$$\text{将来負担比率} = \frac{515,113,884}{264,604,209} = \frac{\text{将来負担額(A)} - \text{充当可能財源等(B)}}{\text{標準財政規模(C)} - \text{算入公債費等の額(D)}}$$

将来負担額 (A)

会計、法人名等	金額	項目
一般会計	1,059,161,309	イ 一般会計等の地方債現在高
農林水産振興資金特別会計	29,800	
中小企業振興資金特別会計	3,573,617	
母子父子寡婦福祉資金特別会計	583,415	
用地取得事業特別会計	2,412,218	
一般会計	1,519,300	ロ 債務負担行為に基づく支出予定額 (地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
県営競輪事業特別会計	0	ハ 一般会計等以外の会計の地方債の償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
国民健康保険特別会計	0	
県営港湾施設管理特別会計	24,066	
県立こころの医療センター事業会計	3,253,372	
工業用水道事業会計	0	
土地造成事業会計	551,528	
流域下水道事業会計	8,668,713	ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の償還に充てる当該団体からの負担等見込額
(該当なし)		
一般会計	93,163,155	ホ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額
一般会計	169,089	ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
県土地開発公社	21,107,757	
(公財) 県農業公社	29,970	
(一社) わかやま森林と緑の公社	2,490,796	
公立大学法人 県立医科大学	0	ト 連結実質赤字額
一般会計、特別会計	0	
関西広域連合	0	チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
合 計	1,196,738,105	

充当可能財源等 (B)

会計名	金額	項目
一般会計	64,426,754	リ 地方債の償還額等に充当可能な基金
一般会計	12,732,127	ヌ 地方債の償還額等に充当可能な特定歳入見込額
農林水産振興資金特別会計	29,800	
中小企業振興資金特別会計	8,292	
母子父子寡婦福祉資金特別会計	583,415	
用地取得事業特別会計	2,294,718	ル 地方債の償還等に係る基準財政需要額算入見込額
一般会計	601,549,115	
合 計	681,624,221	

標準財政規模 (C)

一般会計等	313,899,553	標準財政規模
-------	-------------	--------

算入公債費等の額 (D)

一般会計等	49,295,344	元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
-------	------------	---------------------------

令和3年度決算

	比 率	会 計 名	参 考 (%)
資金不足比率	—	県営港湾施設管理特別会計	△ 6.5
	—	県立こころの医療センター事業会計	△ 12.3
	—	工業用水道事業会計	△ 504.8
	—	土地造成事業会計	0.0
	—	流域下水道事業会計	△ 3.4

(資金剰余のため「—」) (経営健全化基準 20%)

計算式

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A)}}{\text{事業の規模 (B) 又は (C)}}$$

＜法非適用企業 → 港湾施設管理事業＞

資金不足額 (A) = (歳出額＋建設改良費等以外の地方債現在高)－歳入額

事業の規模 (B) = 営業収益相当額－受託工事収益相当額

＜法適用企業 → 県立こころの医療センター事業、工業用水道事業、土地造成事業及び流域下水道事業＞

資金不足額 (A) = (流動負債＋建設改良費等以外の経費の地方債現在高)－流動資産等

事業の規模 (B) = 営業収益額－受託工事収益相当額

事業の規模 (C) = 資本及び負債の合計額 <土地造成事業>

(単位:千円)

資金不足額 (△資金剰余額) (A)

会 計 名	資金不足額 (△資金剰余額) (D)－(E)	流動負債等 (D)	流動資産等 (E)
県営港湾施設管理特別会計	△ 34,472	556,542	591,014
県立こころの医療センター事業会計	△ 167,900	161,246	329,146
工業用水道事業会計	△ 3,241,821	150,376	3,392,197
土地造成事業会計 (資金剰余の場合は0円)	0	12,430	2,970,793
流域下水道事業会計	△ 25,830	124,263	150,093
合 計	△ 3,470,023		

事業の規模 (B)

会 計 名	事業の規模 (F)－(G)	営業収益等 (F)	受託工事収益等 (G)
県営港湾施設管理特別会計	530,295	530,295	0
県立こころの医療センター事業会計	1,360,986	1,360,986	0
工業用水道事業会計	642,117	642,117	0
流域下水道事業会計	758,209	758,209	0
合 計	3,291,607		

事業の規模 (C)

会 計 名	事業の規模 (H)＋(I)	資 本 (H)	負 債 (I)
土地造成事業会計	3,134,710	△ 2,184,383	5,319,093